

## 太田市機構集積協力金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、農地中間管理機構（以下「機構」という。）を活用した担い手への農地集積・集約化を加速するため、農地集積・集約化対策事業実施要綱（平成26年2月6日付け25経営第3139号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）の規定に基づき、実施要綱別記2-1に定める機構集積協力金（以下「協力金」という。）を予算の範囲内で交付することに関し、実施要綱及び群馬県機構集積協力金配分基準（平成27年9月2日群馬県制定）並びに太田市補助金等に関する規則（平成17年太田市規則第76号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (交付対象事業の区分等)

第2条 協力金の交付の対象となる事業（以下「交付対象事業」という。）の区分、協力金の交付を受けることができる地域、人及び団体（以下「交付対象者」という。）並びに協力金の額は、別表に定めるところによる。

### (交付申請)

第3条 協力金の交付を申請しようとするものは、市長が別に定める日までに、交付を受けようとする事業の種類に応じ次の各号のいずれかの書類を市長に提出するものとする。

- (1) 地域集積協力金交付申請書（様式第1号）
- (2) 経営転換協力金交付申請書（農業部門の減少による経営転換）（実施要綱別記2-1様式第1号）
- (3) 経営転換協力金交付申請書（リタイア、相続）（実施要綱別記2様式第2号）

### (交付決定)

第4条 市長は、前条の規定による申請があったときは、速やかに内容を審査し、協力金を交付することが適当と認めるときは、協力金の交付を決定し、機構集積協力金交付決定通知書（様式第2号）により当該申請をしたものに通知するものとする。

### (協力金の請求)

第5条 前条の規定により交付の決定を受けたものは、機構集積協力金交付請求書（様式第3号）を市長に提出するものとする。

### (書類の整備等)

第6条 協力金の交付を受けたものは、協力金に係る収入及び支出についての証拠書類を整備し、当該対象事業の完了の日の属する会計年度の翌会計年度から10年間保管しておかなければならない。

### (その他)

第7条 この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成27年12月1日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱の規定により協力金の交付を受けたものについては、第6条の規定は、この要綱の失効後も、なおその効力を有する。

附 則

この要綱は、平成28年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年3月31日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月19日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年3月6日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年3月31日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年7月7日から施行する。

別表（第2条関係）

交付対象事業の区分	交付対象者	協力金の額
地域集積協力金交付事業 ア 集積タイプ イ 集約化タイプ	実施要綱別記2-1第5の1の規定に該当する地域	実施要綱別記2-1第5の3に規定する額
経営転換協力金交付事業	実施要綱別記2-1第6の1の規定に該当する者であって、実施要綱別記2-1第6の2の交付要件を満たすもの	実施要綱別記2-1第6の3に規定する額